官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部を改正する省令（国土交通六七）　一

〔法規的告示〕
○石油の備蓄の確保等に関する法律第七条第三項の規定に基づく石油基準備蓄量の減少を同条第四項の規定に基づき、告示する件（経済産業八七）　一

〔その他告示〕
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十七条第一項の規定による届出があった件（法務六一）　二
○円借款の供与に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二三一）
○人材育成奨学計画のための贈与等に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二三二）
○返納を命じた旅券を無効とする件（同二三三）　三
○保安林の指定をする件（農林水産九八八～九九五）
○高速自動車国道に関する件（国土交通八三八）
○登録基幹技能者講習の登録をした件（同八三九）
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一八八～一九一）
○道路に関する件（沖縄総合事務局一四、一五）

〔国会事項〕
内閣　法務省　最高裁判所

〔人事異動〕
内閣　法務省　最高裁判所

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕
官庁事項
消防庁防災業務計画の修正要旨の公表について（消防庁）　四
国営土地改良事業の工事完了の公告（農林水産省）　五
国家試験
第四十一回管理栄養士国家試験の施行（厚生労働省）　五
保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（金融庁告示配二）　六

〔公　告〕
諸事項
官庁　七
有権者申出方関係　七
裁判所　七
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　七
会社その他　八

省令

○国土交通省令第六十七号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十八号）の一部の施行に伴い、及び経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十二条第二項第二号ハの規定に基づき、国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月十五日　国土交通大臣　金子　恭之

国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部を改正する省令

国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（令和五年国土交通省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（構成設備） **第十二条**　法第五十二条第二項第二号ハに規定する特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであって特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるもの（以下「構成設備」という。）は、次の各号に掲げる特定重要設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一～七　（略） （構成設備に関する事項） **第十三条**　法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一～六　（略）	（構成設備） **第十二条**　法第五十二条第二項第二号ハに規定する特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであって特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるもの（以下「構成設備」という。）は、次の各号に掲げる特定重要設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一～七　（略） （法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定めるもの） **第十三条**　法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。 一～六　（略）

附　則

この省令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

法規的告示

○経済産業省告示第八十七号

石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第七条第三項の規定に基づき、石油基準備蓄量を次のように減少することとしたので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

令和八年七月十五日　経済産業大臣　赤澤　亮正

石油の備蓄の確保等に関する法律（以下「法」という。）第七条第三項の規定に基づき、石油基準備蓄量（法第五条第一項に規定する石油基準備蓄量をいう。以下同じ。）を減少するため、令和八年七月十六日から当分の間、石油精製業者等（同項に規定する石油精製業者等をいう。）が常時保有すべき石油の数量に係る石油基準備蓄量の算定は、石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号。以下「施行規則」という。）第九条第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

石油基準備蓄量は、届出月（法第五条第一項に規定する届出月をいう。以下同じ。）の十一箇月前から届出月までの期間の各月の基準量（石油精製業者（法第二条第五項に規定する石油精製業者をいう。）にあっては第一号に掲げる数量と第二号に掲げる数量を合計した数量から第六号に掲げる数量を控除した指定石油製品（同条第二項に規定する指定石油製品をいう。以下同じ。）の数量、第三号に掲げる数量と第五号に掲げる数量を合計した数量から第七号に掲げる数量を控除した指定石油製品の品種別の数量及び第四号に掲げる原油の数量、特定石油販売業者（同条第七項に規定する特定石油販売業者をいう。）にあっては第一号に掲げる数量と第二号に掲げる数量を合計した指定石油製品の数量、第三号に掲げる数量と第五号に掲げる数量を合計した指定石油製品の品種別の数量及び第四号に掲げる原油の数量、石油輸入業者（同条第八項に規定する石油輸入業者をいう。）にあっては第一号に掲げる指定石油製品の数量、第五号に掲げる指定石油製品の品種別の数量及び第四号に掲げる原油の数量とする。）を合計した数量を届出月の直前の十二箇月の日数で除した数量とする。

一　その者に係る施行規則第八条第二項第一号に掲げる数量に五十五を乗じて得られる数量
二　その者に係る施行規則第八条第二項第二号に掲げる数量に十二を乗じて得られる数量
三　その者に係る施行規則第八条第二項第三号に掲げる数量に十二を乗じて得られる数量
四　その者に係る施行規則第八条第二項第四号に掲げる数量に五十五を乗じて得られる数量
五　その者に係る施行規則第八条第二項第五号に掲げる数量に五十五を乗じて得られる数量
六　その者に係る施行規則第八条第二項第六号に掲げる数量に十二を乗じて得られる数量
七　その者に係る施行規則第八条第二項第七号に掲げる数量に十二を乗じて得られる数量

その他告示

○法務省告示第六十一号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十七条第一項の規定に基づき、次の認証紛争解決事業者から同項第四号に規定する行為（認証紛争解決手続の業務の廃止）をしようとする旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

令和八年七月十五日

法務大臣　平口　洋

認証紛争解決事業者の名称及び住所

宮城県司法書士会

仙台市青葉区春日町八番一号

廃止年月日

令和八年五月二十九日

○外務省告示第二百三十一号

令和六年十二月十七日に東京で、円借款の供与に関する次の書簡の交換がエジプト・アラブ共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、令和八年六月二十五日に効力を生じた。

令和八年七月十五日

外務大臣　茂木　敏充

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本官は、日本国とエジプト・アラブ共和国との間の友好関係及び経済協力を強化し、並びにエジプト・アラブ共和国の開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とエジプト・アラブ共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　三百五十億円（三五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、民間セクター開発及び経済多角化支援のための開発政策借款として、アフリカ開発銀行による民間セクター開発及び経済多角化支援プログラムの下でのエジプト・アラブ共和国政府による計画（以下「計画」という。）においてエジプト・アラブ共和国政府を支援することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、エジプト・アラブ共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、エジプト・アラブ共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むこととになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　利子率は、年二パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後五年とする。

(d)　前払の手数料は、1に規定する借款の額の〇・一パーセントの率で課されることになる。

(2)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、エジプト・アラブ共和国政府の権限のある当局が、日本国とエジプト・アラブ共和国との間の友好関係及び経済協力を強化し、並びにエジプト・アラブ共和国の開発努力を促進することを目的として、将来行う予算支出（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物のためのものを除く。）を対象として使用に供される。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意によって修正することができる。

4　エジプト・アラブ共和国政府は、エジプト・アラブ共和国政府の名義で開設される国家予算勘定に借款の円貨による支出額に相当する額をエジプトの通貨で振り替えるための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、エジプト・アラブ共和国政府の国家予算に編入される。

5　エジプト・アラブ共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してエジプト・アラブ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

6　エジプト・アラブ共和国政府は、借款が適正に、かつ、専ら3(1)に規定する予算支出のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保するために必要な措置をとる。

7　エジプト・アラブ共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対して次のものを提供する。

(a)　借款の使用及び計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款及び計画に関連するその他の情報

8　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本官は、更に、この書簡及びエジプト・アラブ共和国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のエジプト・アラブ共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずることを提案する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十四年十二月十七日に東京で

日本国外務副大臣　藤井比早之

エジプト・アラブ共和国

計画・経済開発・国際協力大臣　ラニア・アルマシャート閣下

（エジプト側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの貴官の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、エジプト・アラブ共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、貴官の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のエジプト・アラブ共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文であるアラビア語、日本語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千二十四年十二月十七日に東京で

エジプト・アラブ共和国
計画・経済開発・国際協力大臣　ラニア・アルマシャート

日本国外務副大臣　藤井比早之殿

○外務省告示第二百三十二号

令和八年五月二十八日に東京で、人材育成奨学計画のための贈与等に関する次の概要の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2　贈与等の限度額　三億五千六百万円
3　贈与等の供与期限　令和十六年十二月三十一日
4　署名者

日　本　側　遠藤和也在フィリピン大使

フィリピン側　マリア・テレサ・P・ラザロ外務大臣

令和八年七月十五日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第二百三十三号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項第一号の規定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。

令和八年七月十五日

外務大臣　茂木　敏充

記

失効年月日　令和八年六月二十二日
発行年月日　令和八年三月二十四日
旅券番号　TM二三九二八九九

○農林水産省告示第九百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　秋田県由利本荘市及位字山梨子二、四、四の一、四の二、四の四、一五、一六、一八から二〇まで、二四、二六の一、二八、二九の一、二九の二、三〇の一、三一の一、三一の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字山梨子二・四・四の一・四の二・一五・一八・二〇・二六の一・二八・二九の一・二九の二・三〇の一（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福島県南会津郡南会津町針生字沖一二五五の一から一二五五の三まで、一七五九の一、一七五九の二、一七六〇から一七六四まで、一七七六の四、一七八一の一から一七八一の三まで、一七八二の一、一七八二の二、一七八三の二、一七八三の三、一七八四の一、一七八四の二、一七八八の一、一七八八の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福島県相馬郡飯舘村大倉字松ケ平四五九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び飯舘村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福島県東白川郡棚倉町大字強梨字蟹内九〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び棚倉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福島県白河市関辺桜久保一の九、一の一〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び白河市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福島県東白川郡矢祭町大字山下字満王田四、六三の一、六三の二、六四、六五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び矢祭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福島県東白川郡矢祭町大字大烋字道清一〇四の一、一〇四の三、一一五の一から一一五の四まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び矢祭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福島県東白川郡矢祭町大字内川字栗木平四〇の二、一一三の一
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び矢祭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八百三十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月十五日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年七月十五日

国土交通大臣　金子　恭之

道路の区域			変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
路線名	区間				
第二東海自動車道横浜名古屋線	富士市船津字矢川上八〇六番一三から同市北松野字小路三二四二番一まで		前	最大 四四六 最小 三五	一九四六七
			後	最大 四四六 最小 三五	
	富士宮市山本字石ノ宮九一一番八地先から同市内房字鴉森五三六番三地先まで		前	最大 二七〇 最小 三五	四七七五
			後	最大 二七〇 最小 三五	

○国土交通省告示第八百三十九号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の六の規定により、次の機関の行う講習を登録基幹技能者講習として登録したので、同規則第十八条の十八第一号の規定により、公示する。

令和八年七月十五日

国土交通大臣　金子　恭之

(一)　登録年月日　令和八年六月二十五日
(二)　登録番号　51
(三)　登録基幹技能者講習を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
一般社団法人日本型枠工事業協会
（代表者　三野輪賢二）
東京都港区新橋六丁目二〇番一一号
(四)　登録基幹技能者講習を行う事務所の名称及び所在地
新橋ＩＫビル一階
一般社団法人日本型枠工事業協会
東京都港区新橋六丁目二〇番一一号
(五)　登録基幹技能者講習事務を開始する年月日　令和八年六月二十五日
(六)　登録基幹技能者講習の種目　登録型枠解体基幹技能者

○防衛省告示第百八十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年七月十五日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年七月二十日から同月二十四日までの間、毎日〇八〇〇から一七〇〇まで
区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ア)　北緯三二度二〇分一二秒
(イ)　北緯三一度四七分一二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒
実施艦　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。
三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年七月十五日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年七月二十日から同月二十四日までの間、毎日〇八〇〇から一七〇〇まで
区域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
実施艦　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年七月十五日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年七月二十一日及び同月二十二日（予備、同月二十日及び同月二十三日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇八メートル以下までの間

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○沖縄総合事務局告示第十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月十五日

沖縄総合事務局長　小八木大成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十一号

(三)　道路の区域

区　間　変更前　敷地の幅員延長

後別　糸満市字大度津間原四四八番一から同市字大度東大森原六五七番一まで　前　一一・六六〜四三・三八メートル

後　一四・一六〜四三・三八　一〇・五六四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月十五日

沖縄総合事務局長　小八木大成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十一号

(三)　道路の区域

区　間　変更前　敷地の幅員延長

後別　南城市知念字知名知名原八五番から同市知念字知名知名原一〇九番二まで　前　一一・五一〜二六・九八メートル

後　一一・五一〜二六・九八　一〇・一四六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○防衛省告示第百九十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年七月十五日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年七月二十一日及び同月二十二日（予備、同月二十日及び同月二十三日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

七月十三日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

防災庁設置法

防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律

議案通知書受領

七月十三日参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律案

又同日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

防災庁設置法案

防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律案

質問書提出

七月十三日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

高市政権の掲げる責任ある積極財政と財政規律の在り方に関する質問主意書（落合貴之提出）

議事日程

七月十四日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十六号

令和八年七月十四日（火曜日）

午後一時開議

第一　医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律案（地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長提出）

議案受領（予備審査）

七月十三日衆議院から次の議案が送付された。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律案（地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長提出）（衆第二九号）

議案付託

七月十三日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案（衆第二三号）

文教科学委員会に付託

また、同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

日本放送協会令和六年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書（第二百十九回国会提出）

総務委員会に付託

また、同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律案（閣法第五八号）

厚生労働委員会に付託

議案送付（予備審査）

七月十三日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

国による全ての水俣病の被害者の救済の実現に向けた給付金等の支給に係る制度の創設に関する法律案（打越さく良外九名発議）

議決通知

七月十三日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

防災庁設置法案

防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律案

また、同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律案

参議院

質問主意書提出

七月十三日議員から次の質問主意書が提出された。

事業所税の課税団体の要件に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第七一号）

高市内閣総理大臣等の個人アカウントからの政府情報の発信に係る公文書管理法の適用に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第七二号）

質問主意書転送

七月十三日次の質問主意書を内閣に転送した。

陸上自衛隊のＵＳＢメモリのウイルス感染を踏まえたサイバーセキュリティ上の問題を有する製品の流通防止等に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第六七号）

陸上自衛隊のＵＳＢメモリのウイルス感染を踏まえたサイバーセキュリティ対策等の必要性に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第六八号）

生活保護における障害者加算に係る精神障害者保健福祉手帳の取扱いに関する質問主意書（打越さく良提出）（第六九号）

ジェンダーアイデンティティに関する質問主意書（ラサール石井提出）（第七〇号）

法律公布奏上及び通知

七月十三日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

防災庁設置法

防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律

人事異動

内閣

（東京地方検察庁検事）検事　大庭　直也

判事補兼簡易裁判所判事に任命する（七月十三日）

（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官　山本慎一郎

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）に併任する）　塩手　能景

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（国家サイバー統括室）に転任させる）　大西　英司

国家安全保障局に併任する　田村　亮平

内閣官房副長官補付の併任を解除する　柴田　紀子

経済産業省に出向させる（経済産業省大臣官房付）　前田　洋志

内閣事務官（内閣官房内閣総務官室）に併任する（以上七月十三日）

法務省

（帯広区検察庁副検事）副検事　兒玉　義史

苫小牧区検察庁副検事に配置換する　笹川　篤史

（財務省大臣官房付）財務事務官（法務省大臣官房司法法制部審査監督課長）に転任させる　久保　浩

（東京高等検察庁検事）検事　中尾　貴之

（静岡地方検察庁沼津支部長）同　内藤晋太郎

最高検察庁検事に配置換する（各通）　平野　辰男

（仙台高等検察庁刑事部長）同　河原　誉子

静岡地方検察庁検事に配置換する　西澤　芳弘

静岡地方検察庁沼津支部勤務を命ずる　大口　康郎

静岡地方検察庁沼津支部長を命ずる（函館地方検察庁検事正）同

最高検察庁検事に配置換する（最高検察庁検事）同

函館地方検察庁検事正に配置換する（最高検察庁検事法務総合研究所教官・法務総合研究所総務企画部長）同

法務総合研究所教官・法務総合研究所総務企画部長に充てることを解く（名古屋高等検察庁総務部長兼法務総合研究所名古屋支所教官）検事兼法務教官

最高検察庁検事に配置換する（名古屋高等検察庁公安部長）検事　池田　宏行

（福岡地方検察庁小倉支部長）同　石島　正貴

最高検察庁検事に配置換する（各通）

（千葉地方検察庁公判部長）同　岸　洋介

福岡地方検察庁検事に配置換する

福岡地方検察庁小倉支部勤務を命ずる

福岡地方検察庁小倉支部長を命ずる（大阪高等検察庁総務部長兼法務総合研究所大阪支所教官）　柴田　紀子

最高検察庁検事に配置換する

法務教官（法務総合研究所大阪支所教官）の併任を解除する

（大阪地方検察庁公安部長）検事　細川　充

大阪高等検察庁検事に配置換する

大阪高等検察庁総務部長を命ずる

法務教官（法務総合研究所大阪支所教官）に併任する

（東京地方検察庁検事）同　**藤**田　勝也

法務事務官（法務省民事局付）に併任する

（東京高等検察庁検事）同　鈴木　朋子

法務総合研究所教官・法務総合研究所総務企画部長に充てる

（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）同　田原　秀範

東京地方検察庁検事の併任を解除する

（名古屋地方検察庁刑事部長）同　齋　智人

東京高等検察庁検事に配置換する

（仙台地方検察庁次席検事兼仙台地方検察庁石巻支部長）同　山口　聡也

東京高等検察庁検事に配置換する

仙台地方検察庁石巻支部勤務を免ずる

仙台地方検察庁石巻支部長を免ずる

（横浜地方検察庁検事）同　瀧聞　俊朗

（さいたま地方検察庁検事）同　栗原　健一

東京高等検察庁検事に配置換する

東京地方検察庁検事に併任する（各通）

検事一級（東京高等検察庁検事）に任命する　近藤　真史

東京地方検察庁検事に併任する

（東京地方検察庁検事）検事　山名　秀美

東京地方検察庁立川支部勤務を命ずる

（東京高等検察庁検事）同　細野　道誉

（東京地方検察庁検事）同　坊野　義孝

さいたま地方検察庁検事に配置換する（各通）

（前橋地方検察庁次席検事）同　神谷雄一郎

千葉地方検察庁検事に配置換する

千葉地方検察庁公判部長を命ずる

（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）同　鈴木久美子

前橋地方検察庁検事に配置換する

前橋地方検察庁次席検事を命ずる

東京地方検察庁検事の併任を解除する

（福井地方検察庁次席検事）同　武田　和寿

大阪高等検察庁検事に配置換する

大阪地方検察庁検事に併任する

（大阪高等検察庁検事）同　上坂　和央

大阪地方検察庁検事に配置換する

大阪地方検察庁交通部長を命ずる

（大阪地方検察庁交通部長）同　平野　大輔

大阪地方検察庁公安部長を命ずる

大阪地方検察庁交通部長を免ずる

（松山地方検察庁検事）同　西**薩**慎一郎

京都地方検察庁検事に配置換する

（福岡高等検察庁総務部長兼法務総合研究所福岡支所教官）

検事兼法務教官　外ノ池和弥

名古屋高等検察庁検事に配置換する

名古屋高等検察庁総務部長を命ずる

法務総合研究所名古屋支所教官に併任する

法務総合研究所福岡支所教官の併任を解除する

（名古屋高等検察庁検事）検事　小島　達朗

名古屋高等検察庁公安部長を命ずる

（名古屋地方検察庁公判部長）同　溝口　貴之

名古屋地方検察庁刑事部長を命ずる

名古屋地方検察庁公判部長を免ずる

（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）同　清水　博之

名古屋地方検察庁検事に配置換する

名古屋地方検察庁公判部長を命ずる

東京地方検察庁検事の併任を解除する

（大阪地方検察庁検事）同　笹川　義弘

福井地方検察庁検事に配置換する

福井地方検察庁次席検事を命ずる

（福岡高等検察庁検事）同　谷口　誠

福岡高等検察庁総務部長を命ずる

法務教官（法務総合研究所福岡支所教官）に併任する

（東京高等検察庁検事）同　大山　輝幸
仙台高等検察庁検事に配置換する
仙台高等検察庁総務部長を命ずる
法務教官（法務総合研究所仙台支所教官）に併任する
（同）同　山田　忠宏
仙台高等検察庁検事に配置換する
仙台高等検察庁刑事部長を命ずる
（仙台高等検察庁総務部長兼法務総合研究所仙台支所教官）
検事兼法務教官　海保　一恵
仙台地方検察庁検事に配置換する
仙台地方検察庁次席検事を命ずる
かかねて仙台地方検察庁石巻支部勤務を命ずる
法務教官（法務総合研究所仙台支所教官）の併任を解除する
（千葉地方検察庁検事）検事　宮上　泰明
東京地方検察庁検事に配置換する
（東京地方検察庁立川支部検事）
同　奥江　隆太
東京地方検察庁立川支部勤務を免ずる
（最高検察庁検事）同　西村　朗太
辞職を承認する（以上七月十日）

最高裁判所

東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　西岡　慶記
最高裁判所事務総局経理局主計課長を免ずる
東京高等裁判所判事に補する
同　中嶋　邦人
最高裁判所事務総局経理局主計課長を命ずる
大阪地方裁判所判事補兼大阪簡易裁判所判事
家庭裁判所判事補・大阪簡易裁判所判事
吉田　開
山口家庭裁判所判事補に補する
山口家庭裁判所宇部支部勤務を命ずる
兼ねて山口地方裁判所宇部支部勤務を命ずる
山口地方裁判所宇部支部勤務を命ずる
宇部簡易裁判所判事に補する
福岡簡易裁判所判事　中村　光隆
久留米簡易裁判所判事に補する（以上七月八日）

○定年退官
簡易裁判所判事出口曜資は七月七日限り定年退官
判事兼簡易裁判所判事濱口浩は七月十日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、フランスの国祭日につき、七月十三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

消防庁防災業務計画の修正要旨の公表について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第１項の規定に基づき、消防庁防災業務計画を修正したので、同条第２項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

令和８年７月15日

消防庁長官　大沢　博

消防庁防災業務計画の修正要旨

１　修正の要旨

消防庁は、災害対策基本法第34条第１項に基づく防災基本計画の修正等を踏まえ、消防庁防災業務計画について、所要の修正を行った。

２　施行年月日

令和８年７月15日

国営土地改良事業の工事完了の公告

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、令和８年３月31日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の３第３項の規定に基づき公告する。

令和８年７月15日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

国営南長沼土地改良事業（区画整理、農地造成）

国営美唄茶志内土地改良事業（区画整理、農地造成）

国家試験

第41回管理栄養士国家試験の施行

栄養士法（昭和22年法律第245号）第５条の２の規定に基づき、第41回管理栄養士国家試験を次のとおり施行する。

令和８年７月15日

厚生労働大臣　上野賢一郎

１　試験地　北海道、宮城県、埼玉県、東京都、愛知県、大阪府、岡山県、福岡県及び沖縄県

２　試験期日　令和９年２月28日（日曜日）

３　試験科目　管理栄養士国家試験の試験科目は、次のとおりである。

ア　社会・環境と健康
イ　人体の構造と機能及び疾病の成り立ち
ウ　食べ物と健康
エ　基礎栄養学
オ　応用栄養学
カ　栄養教育論
キ　臨床栄養学
ク　公衆栄養学
ケ　給食経営管理論

４　受験資格

⑴　修業年限が２年である栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後、次のアからオまでに掲げる施設において令和８年12月４日（金曜日）までに３年以上栄養の指導に従事した者

ア　寄宿舎、学校、病院等の施設であって、特定多数人に対して継続的に食事を供給するもの
イ　食品の製造、加工、調理又は販売を業とする営業の施設
ウ　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第１項に規定する各種学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園
エ　栄養に関する研究施設及び保健所その他の栄養に関する事務を所掌する行政機関
オ　アからエまでに掲げる施設のほか、栄養に関する知識の普及向上その他の栄養の指導の業務が行われる施設

⑵　修業年限が３年である栄養士養成施設（⑸に該当する養成施設を除く。）を卒業して栄養士の免許を受けた後、⑴のアからオまでに掲げる施設において令和８年12月４日（金曜日）までに２年以上栄養の指導に従事した者

⑶　修業年限が４年である栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後、⑴のアからオまでに掲げる施設において令和８年12月４日（金曜日）までに１年以上栄養の指導に従事した者

⑷　修業年限が４年である管理栄養士養成施設を卒業した者（令和９年３月10日（水曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

⑸　修業年限が３年である栄養士養成施設であって、栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律（昭和60年法律第73号）による改正前の栄養士法第５条の４第３号の指定を受けたものを卒業して栄養士の免許を受けた者

５　受験の手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類を提出すること。

ア　全ての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　栄養士法施行規則（昭和23年厚生省令第２号）第７号様式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

㋑　コンピューター入力カード

㋒　写真（縦６センチメートル、横４センチメートルとし、出願前６月以内に脱帽正面で撮影した上半身像であって、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。）

イ　４の受験資格の⑴、⑵又は⑶に該当する者が提出する書類　受験資格別提出書類自己点検票、栄養士免許証の写し、卒業証書の写し又は卒業証明書及び実務証明書

なお、学位授与機構の認定する栄養学に関する専攻科の履修期間を有する者にあっては、履修証明書を提出すること。

ウ　４の受験資格の⑷に該当する者が提出する書類　受験資格別提出書類自己点検票、卒業証書の写し又は卒業証明書及び履修証明書

ただし、令和９年３月10日（水曜日）までに卒業する見込みの者は、卒業・履修見込証明書を提出すること。その場合、令和９年３月10日（水曜日）午後５時までに卒業・履修証明書を提出すること。

エ　４の受験資格の⑸に該当する者が提出する書類　受験資格別提出書類自己点検票、栄養士免許証の写し、卒業証書の写し又は卒業証明書及び履修証明書

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出先等

ア　受験に関する書類は、令和８年11月２日（月曜日）から同年12月４日（金曜日）までに提出すること。

イ　受験に関する書類の提出は、原則として郵送（書留）によるものとする。この場合の提出先は、管理栄養士国家試験運営本部事務所（東京都江東区有明３丁目６番11号ＴＦＴビル東館７階　郵便番号135―0063）とし、令和８年12月４日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

ウ　受験に関する書類をやむを得ず直接持参する場合の提出場所は、下記に掲げるいずれかの事務所とし、受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前９時から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。

ランスタッド・札幌支店　国家試験係
北海道札幌市中央区北四条西４丁目１番３号　伊藤・加藤ビル５階

ランスタッド・仙台支店　国家試験係
宮城県仙台市青葉区中央１丁目２番３号　仙台マークワン15階

ランスタッド・試験監督事業部　国家試験係
東京都江東区有明３丁目６番11号　ＴＦＴビル東館７階

ランスタッド・名古屋支店　国家試験係
愛知県名古屋市中区栄１丁目24番15号　プライム名古屋伏見ビル２階

ランスタッド・大阪支店　国家試験係
大阪府大阪市北区梅田２丁目２番22号　ハービスＥＮＴオフィスタワー18階

ランスタッド・広島支店　国家試験係
広島県広島市中区本通６番11号　明治安田生命広島本通ビル８階

ランスタッド・福岡支店　国家試験係
福岡県福岡市中央区天神１丁目６番８号　天神ツインビル９階

人材派遣センターオキナワ　国家試験係
沖縄県那覇市久茂地１丁目７番１号　琉球リース総合ビル９階

エ　受験に関する書類を受理した後は、これを返還しない。

オ　受験に関する書類を受理した後は、試験地の変更は認めない。

⑶　書類の提出については次のことに注意すること。

ア　４の受験資格の⑷に該当する者で卒業・履修見込証明書を提出した者にあっては、卒業・履修証明書が、令和９年３月10日（水曜日）までに提出されないときは、当該受験は無効とする。

イ　アの書類を郵送する場合は、管理栄養士国家試験運営本部事務所に書留郵便をもって送付することとし、令和９年３月10日（水曜日）午後５時までに到着したものに限り受け付ける。

ウ　アの書類を直接持参する場合の提出場所は、５⑵ウに掲げる事務所とし、受付時間は、令和９年３月10日（水曜日）までの毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前９時から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。

⑷　受験手数料

ア　受験手数料は6,800円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼ることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑸　受験票の交付　受験票は、令和９年２月10日（水曜日）に投函し、郵送により交付する。

なお、令和９年２月18日（木曜日）までに受験票が到着しない場合は、管理栄養士国家試験運営本部事務所に問い合わせること。

６　合格者の発表　合格者は、令和９年３月26日（金曜日）午後２時に厚生労働省ウェブサイトの資格・試験情報のページにその受験地及び受験番号を掲載して発表する。

なお、合格者には、厚生労働省から合格証書を令和９年３月26日（金曜日）に投函し、郵送により交付する。

７　問合せ先　受験に関する書類の問合せ先は下記のとおりとする。

管理栄養士国家試験運営本部事務所
電話番号03（5579）6903

８　その他

⑴　試験の詳細については、受験要領を参照すること。

⑵　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、令和８年10月30日（金曜日）までに管理栄養士国家試験運営本部事務所に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

公　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人神田滋の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和８年７月15日　　富山地方法務局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の特別調査期日

書面による計算報告

特別清算終結

令和８年（ヒ）第１号
岡山県倉敷市連島町鶴新田８８０番地の４
清算株式会社　株式会社オクトス
１　決定年月日　令和８年６月２９日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
岡山地方裁判所倉敷支部
令和７年（ヒ）第２０９５号
東京都渋谷区神宮前一丁目６番地15号原宿ジュネスビル２階
清算株式会社　株式会社ＣＲＳＯＤＡ
１　決定年月日　令和８年６月30日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第２０部
令和８年（ヒ）第３号
岡山市南区浦安西町４７番地２
清算株式会社　株式会社ブツクランドあきば
１　決定年月日　令和８年６月30日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
岡山地方裁判所第３民事部

包括的禁止命令

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

債権者及び関係者　各位

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十五日

青森県青森市堤町一丁目九番七―二〇二号

（甲）ホワイトレオ合同会社

代表社員　大手　一憲

東京都豊島区池袋三丁目一〇番五号ラフィスタ池袋四〇三号

（乙）ハリーウルフ合同会社

代表社員　大手　一憲

合併公告

債権者及び株主等関係者　各位

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年九月一日であり、甲の株主総会決議は令和八年八月二十四日に予定しております。

乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月二十六日

掲載頁　八十三頁（号外第二八六号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月二十六日

掲載頁　八十三頁（号外第二八六号）

令和八年七月十五日

宮城県仙台市青葉区国分町一丁目七番一八号

（甲）東洋ワーク株式会社

代表取締役　須佐　彰典

宮城県仙台市若林区六丁の目西町八番一号

（乙）株式会社テクノコム

代表取締役　齋藤　伸治

合併公告

債権者及び株主等関係者　各位

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年九月一日であり、甲の株主総会決議は令和八年八月二十四日に予定しております。

乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月二十六日

掲載頁　八十三頁（号外第二八六号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月二十六日

掲載頁　八十三頁（号外第二八六号）

令和八年七月十五日

宮城県仙台市青葉区国分町一丁目七番一八号

（甲）東洋ワーク株式会社

代表取締役　須佐　彰典

栃木県宇都宮市徳次郎町二六二〇

（乙）テクノセンター株式会社

代表取締役　福田　浩治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.mediaplex.co.jp/

（乙）https://www.dualix.co.jp

令和八年七月十五日

東京都港区西麻布一丁目二番九号

（甲）株式会社テレビ朝日メディアプレックス

代表取締役社長　澤　將晃

東京都港区西麻布一丁目二番九号

（乙）株式会社dualix

代表取締役社長　谷口　洋一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議は経ず、乙の株主総会決議は令和八年六月二十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年六月二十六日

掲載頁　四十九頁（号外第一四二号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年六月二十六日

掲載頁　四十九頁（号外第一四二号）

令和八年七月十五日

東京都荒川区南千住三丁目五番二〇号

（甲）株式会社ジャパンクイックサービス

代表取締役　和佐見次男

東京都中央区京橋一丁目四番一〇号

（乙）株式会社ルーフィ

代表取締役　渡邊　泰章

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年五月十八日

掲載頁　五頁

令和八年七月十五日

東京都中央区新川一丁目二三番五号

（甲）ポラリス・ホールディングス株式会社　代表取締役　田口　洋平

東京都中央区新川一丁目二三番五号

（乙）株式会社ミナシア

代表取締役　下嶋　一義

合併公告

左記会社は合併して甲は乙一乃至乙一四の権利義務全部を承継して存続し、乙一乃至乙一四は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）　掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月八日

掲載頁　一一八頁（号外第一五三号）

（乙一、乙二、乙三、乙四、乙五、乙六、乙七、乙八、乙九、乙一〇及び乙一一）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月八日

掲載頁　一〇〇頁（号外第一五三号）

（乙一二）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月八日

掲載頁　一〇七頁（号外第一五三号）

（乙一三）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月八日

掲載頁　九九頁（号外第一五三号）

（乙一四）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月八日

掲載頁　一〇〇頁（号外第一五三号）

令和八年七月十五日

東京都中央区八丁堀二丁目一〇番七号日本瓦斯八丁堀ビル

（甲）セカイエ株式会社

代表取締役　金井　孟

東京都中央区八丁堀二丁目一〇番七号日本瓦斯八丁堀ビル

（乙一）セカイエ千葉1株式会社

代表取締役　濱野　賢治

東京都中央区八丁堀二丁目一〇番七号日本瓦斯八丁堀ビル

（乙二）セカイエ千葉2株式会社

代表取締役　河合　宏昌

東京都中央区八丁堀二丁目一〇番七号日本瓦斯八丁堀ビル

（乙三）セカイエ千葉3株式会社

代表取締役　濱野　賢治

東京都中央区八丁堀二丁目一〇番七号日本瓦斯八丁堀ビル

（乙四）セカイエ千葉4株式会社

代表取締役　河合　宏昌

東京都中央区八丁堀二丁目一〇番七号日本瓦斯八丁堀ビル

（乙五）セカイエ千葉5株式会社

代表取締役　濱野　賢治

東京都中央区八丁堀二丁目一〇番七号日本瓦斯八丁堀ビル

（乙六）セカイエ山梨株式会社

代表取締役　髙橋雄一郎

東京都中央区八丁堀二丁目一〇番七号日本瓦斯八丁堀ビル

（乙七）セカイエ茨城1株式会社

代表取締役　吉田　浩市

東京都中央区八丁堀二丁目一〇番七号日本瓦斯八丁堀ビル

（乙八）セカイエ茨城2株式会社

代表取締役　河合　宏昌

東京都中央区八丁堀二丁目一〇番七号日本瓦斯八丁堀ビル

（乙九）セカイエ茨城3株式会社

代表取締役　岩本　智樹

東京都中央区八丁堀二丁目一〇番七号日本瓦斯八丁堀ビル

（乙一〇）セカイエ茨城4株式会社

代表取締役　鈴木　義孝

東京都中央区八丁堀二丁目一〇番七号日本瓦斯八丁堀ビル

（乙一一）セカイエ静岡1株式会社

代表取締役　髙橋雄一郎

東京都中央区八丁堀二丁目一〇番七号日本瓦斯八丁堀ビル

（乙一二）セカイエ静岡2株式会社

代表取締役　吉田　浩市

東京都中央区八丁堀二丁目一〇番七号日本瓦斯八丁堀ビル

（乙一三）セカイエCREW株式会社

代表取締役　岩本　智樹

東京都中央区八丁堀四―一〇―一一ネオ神谷ビル

（乙一四）セカイエDASH株式会社

代表取締役　髙橋雄一郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年六月三十日

掲載頁　二十五頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年六月二十三日

掲載頁　二十三頁

令和八年七月十五日

名古屋市瑞穂区桃園町三番八号

（甲）株式会社エクシング

代表取締役　水谷　靖

札幌市東区北二十三条東七丁目五番一号

（乙）グランプリレジャーシステム株式会社　代表取締役　鈴木　昌充

組織変更公告

当会は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和九年四月一日であり、組織変更後の商号は榛名酪農乳業株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和八年七月十五日

群馬県高崎市小八木町三〇七番地三

榛名酪農業協同組合連合会

代表理事会長　馬場　悟

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十五日

埼玉県さいたま市西区湯木町二丁目七五番三

合同会社エイト

代表社員　坂本　香織

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十五日

千葉県船橋市行田一丁目五〇番一一―九二六号

合同会社Ｌｉｎｋ

代表社員　野老　瞳

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号はスタイリンクス株式会社とします。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十五日

東京都中央区銀座一丁目二二番一一号銀座大竹ビジデンス二階

スタイリンクス合同会社

代表社員　大木　武

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十五日

東京都新宿区新宿二丁目五番一五―四〇二号

合同会社ニューチャンネル

代表社員　権　海翔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十五日

東京都文京区小石川五丁目二〇番一四号

合同会社ぶんきょう

代表社員　大野　志郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はＰｉｔＤｏｃｋ株式会社とします。

効力発生日は令和八年八月十六日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年七月一日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十五日

東京都渋谷区神泉町一〇―一五―三〇一

ＧＯＷＳ合同会社

代表社員　小山　望海

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日であり、組織変更後の商号は株式会社Ｂａｎｇｇａとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十五日

神奈川県横浜市神奈川区金港町五番一四号

クアドリフォリオ八階

Ｂａｎｇｇａ　Ｇｒｏｕｐ合同会社

代表社員　松井　康祐

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十五日

大阪府東大阪市布市町四丁目八番三五号

朝日プラザイーストスクエア八〇二号

合同会社ギダクリエイト

代表社員　柳田　拓海

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十五日

大阪市東淀川区豊里四丁目一番二九号

合同会社ＶＩＶＩＤ　ＨＯＵＲ

代表社員　斎藤　一翔

組織変更公告

当会社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年七月十五日

福岡県福岡市中央区桜坂二丁目三番三一号

合同会社アクステージ

代表社員　前田　純

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は株式会社両子河原座とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十五日

大分県国東市安岐町両子一五九四番地一

協同組合両子河原座

代表理事　是松　章三

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和八年七月十五日

鹿児島県南九州市頴娃町上別府五一一五番地

農事組合法人共和茶業組合

理事　松元　亨

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千九百九十九万五百三十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年七月十五日

掲載頁　二頁

令和八年七月十五日

東京都渋谷区桜丘町三一番一四号岡三桜丘ビル一〇〇二号室　アンドエル株式会社

代表取締役　古橋　智史

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億三千四百十五万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月六日

掲載頁　七十頁（号外第一五一号）

令和八年七月十五日

東京都港区東麻布一丁目九番一五号

リンクタイズホールディングス株式会社

代表取締役　角田勇太郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億百七万四千八十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年七月十五日

東京都世田谷区新町三丁目二二番二号

株式会社ランディックス

代表取締役　岡田　和也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億六千万円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　中部経済新聞

掲載の日付　令和八年六月二十七日

掲載頁　三頁

令和八年七月十五日

愛知県一宮市八幡四丁目一番一六号

東海倉庫株式会社

代表取締役　森田麻友美

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八百万円減少し百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月十六日であり、株主総会の決議は令和八年六月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は特例有限会社であり、会社法第四百四十条の決算公告の義務はありません。

令和八年七月十五日

兵庫県尼崎市塚口町六丁目五八番一五号

ＷＥＢＤＯＳ有限会社

取締役　石川　昌史

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千五百十万円減少し九百九十万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年九月一日であり、株主総会の決議は、令和八年七月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年七月十五日

掲載頁　二頁

令和八年七月十五日

熊本県熊本市中央区新市街一番二二号

株式会社ジョー・スマイル

代表取締役　角　明憲

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://pnjp.jp

令和八年七月十五日

東京都港区東新橋一丁目七番一号

株式会社全国新聞ネット

代表取締役　谷口　誠

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千五百五十万円、資本準備金の額を二億八千三百九万九千九百六十五円減少し、それぞれ三千万円、〇円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月三十一日であり、株主総会の決議は、令和八年七月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.techcrew.co.jp/

令和八年七月十五日

東京都港区港南一丁目八番一五号

ＴＥＣＨ　ＣＲＥＷ株式会社

代表取締役　ドレ・ロドリゲス・グスタボ

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円、資本準備金の額を五千万円減少し、それぞれ二千万円、零円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年七月一日

掲載頁　三十頁

令和八年七月十五日

神奈川県藤沢市善行二丁目一二番地の九

五右衛門株式会社

代表取締役　坂根　大郷

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千六百九十九万九千六百円、資本準備金の額を一億九千六百九十九万九千六百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月十九日

掲載頁　一〇八頁（号外第一三五号）

令和八年七月十五日

滋賀県蒲生郡日野町大字鳥居平字観音平一六八〇番地一

豊通ペットリサイクルシステムズ株式会社

代表取締役　金沢　良親

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年七月三十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年七月十五日

埼玉県草加市金明町一〇九八番地一

株式会社メンテナンスファクトリー草加

代表取締役　西村　泰広

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年七月三十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年七月十五日

京都市下京区東洞院通綾小路下ル扇酒屋町二八九番地

株式会社ジェイコーポレーション

代表取締役　紀平　久代

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月十五日

北海道亀田郡七飯町字上藤城一一番地

株式会社はこだてわいん

代表取締役　佐藤　恭介

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月十五日

東京都千代田区内神田一丁目五番一六号

ユニケム貿易株式会社

代表取締役　中村　一則

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月十五日

東京都千代田区内神田一丁目五番一六号

ユニオンケミカル株式会社

代表取締役　中村　一則

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月十五日

兵庫県神戸市中央区波止場町五番六号

兵庫エフエム放送株式会社

代表取締役　横山　剛

任意清算公告

当法人は、令和八年六月三十日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十五日

東京都千代田区飯田橋三丁目四番六号新都心ビル五階

税理士法人ユリウス

社員　植田　秀史

出資一口の金額の減少公告

当組合は、出資一口の金額を三百円から百円に減少することを決議いたしました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十五日

和歌山市有本一四三番地の一

和歌山中央医療生活協同組合

理事長　古田　光明

債権申出の公告（第三回）

当社規約型確定給付企業年金は、令和八年五月二十一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第三号に該当したことにより終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十五日

東京都港区芝浦三丁目一番二一号

三菱自動車工業株式会社

規約型確定給付企業年金清算人　田保　博章

取消公告

令和八年三月十八日付官報（号外第五十五号）五十六頁に掲載した宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告（ＤＲＥＡＭホスピタリティリート投資法人）は、誤りにつき全部取り消します。

令和八年七月十五日

東京都千代田区平河町二丁目一六番一号

ダイヤモンド・リアルティ・マネジメント株式会社

代表取締役　萬野　雅史

取消公告

令和八年五月十一日掲載の資本金の額の減少公告は取消します。

令和八年七月十五日

東京都中央区月島一丁目一五番七号パシフィックマークス月島二階

株式会社ＫＩＳＳＵＩ　ＧＲＯＵＰ

（旧商号　加納コーポレーション株式会社）

代表取締役　加納　史敏

正誤

ページ	段	行	誤	正
五三	〃	改正後欄六	管理組合	管理組合
〃	〃	改正前欄	管理組合、	管理組合
五九	〃	改正後欄七	「その際」以下は改行し、行頭を一字下げる。	
六七	〃	改正後欄終りから四	長寿命化の	長寿命化
六九	〃	改正前欄	融資の	融資の
七三	〃	改正後欄一〇	第百二十一条第一項	第百二十一条第一項
〃	〃	前条の規定による改正後欄一九	第百二十四条第一項	第百二十四条第一項
七四	〃	前条の規定による改正後欄二～三	改正後欄一六	ハ
〃	〃	前条の規定による改正後欄一三	ハ	